

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	31 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	29 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	36 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	29 件

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から8年2月まで

私は、平成7年7月に会社を退職する際、総務担当者から「市役所で国民年金に関する手続きをしないといけない。」と言われていたので、退職後すぐに年金手帳を持参して市役所に出向き、国民年金の加入手続きを行った。

その後は、次の会社に再就職するまで、市役所から送付されてきた納付書により、月約1万円の国民年金保険料を金融機関で納付していた。

私が国民年金保険料を納付していたのは、この時だけであるので、今も印象に残っている。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入手続きは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の状況から、申立人が会社を退職した翌月の平成7年8月頃に行われたものと推定され、申立内容と一致している。

また、当該加入手続きが行われた当時において、申立期間の国民年金保険料は、区役所から送付されてきた納付書で納付が可能な現年度保険料である。

さらに、申立期間は8か月間と短期間である上、申立人が記憶する国民年金保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から46年3月まで
② 昭和55年2月及び同年3月

申立期間①については、父が市役所で国民年金の加入手続を行い、私が結婚するときに、父から、「今まで、お前の国民年金保険料は全部支払ってきたから、これからはお前が夫婦二人分の保険料を支払うように。」と聞いたことがあるので、間違いなく、父が国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間①の私の兄の分の保険料は納付済みになっているのに、私の分の保険料が未納とされていることは納得できない。

申立期間②についても、父が、私たち夫婦が結婚した昭和49年11月に国民年金の加入手続を行い、結婚後は、私の妻が、送付されてきた納付書を使って、農協又は銀行で夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付した。申立期間②の妻の分の保険料は納付済みになっているのに、私の分の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、その父親が申立人及びその妻の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、申立人の妻が、夫婦二人分を農協又は銀行で毎月納付していたと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の申立期間に係る国民年金手帳記号番号は、昭和49年12月18日にA市において夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿を見ると、資格取得日の原因等の欄に「49. 11. 14」の日付印が確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は同年11月に行われたと推認され、当該加入手続時点で、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立人のオンライン記録を見ると、前述の加入手続が行われた昭和49年度から60歳到達時まで、申立期間を除いて国民年金保険料の未納期間は無い上、申立期間は2か月と短期間で、申立期間前後の国民年金保険料は現年度納付されている。

さらに、申立人の妻のオンライン記録を見ても、申立期間を含む国民年金加入期間の国民年金保険料は全て納付済みであり、結婚後、夫婦二人分の保険料納付を担っていた申立人の妻の納付意識の高さがうかがえる。

加えて、昭和49年11月の結婚以後の夫婦の国民年金保険料の納付状況について、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿を見ると、両記録で確認できる保険料の収納日はほぼ同一である。

これらを踏まえると、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①について、申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付していたはずであると申し立てている。

そこで、前述のとおり、申立人の国民年金の加入手続時期は昭和49年11月であり、この時点で、申立期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人に対して、前述の国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が昭和45年2月7日にA市において払い出されていることが確認できるものの、当該手帳記号番号は、申立人の誕生日以前に払い出されていること、及び当該払出簿の記載状況から職権で払い出されていることと推定され、申立人の父親が加入手続を行ったとする申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立人は、申立期間のその兄の記録が納付済みとなっていることを申し立てているが、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立期間は未納と記録され、申立期間直後の昭和46年4月から49年3月までの期間は申請免除と記録され、一方、申立人の兄は、オンライン記録において、申立期間だけでなくその後の申立人の申請免除期間まで含めて納付済みと異なった記録となっていることから、申立人の兄が納付済みと記録されていることだけをもって申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を認めることは困難である。

加えて、申立期間の納付状況及び申立期間直後の期間が申請免除となっていることについて、申立人は直接関与しておらず、その経緯及び手続の状況を承知しておらず、それらを行ったと考えられる申立人の父親は既に死亡していることから、当時の具体的な事情は不明である。

このほか、申立人から聞き取り等により、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 1 月 5 日から 32 年 4 月 7 日まで
② 昭和 33 年 10 月 20 日から 34 年 3 月 28 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における2回の厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②で厚生年金保険被保険者資格を喪失後、次の事業所に勤務するまでの期間は約1か月と短期間であるとともに、申立人は、「最初にA社を退職したのは、学校に通うためで、2回目に同社を退職後は、すぐに自身の能力を生かせる再就職先を探し、B社に就職した。」旨申し立てており、それぞれの期間は、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていることを踏まえると、その主張に不自然さはなく、申立期間②に係る事業所に申立人が脱退手当金の請求を委任したとは考え難い上、申立期間に係る脱退手当金の受給要件は、申立期間②で被保険者資格を喪失後、未請求期間となっている事業所において被保険者資格を取得した時点で制度上消滅するため、申立期間に係る脱退手当金の受給資格が発生するのは、当該未請求となっている事業所において被保険者資格を喪失してからとなることを踏まえると、事業主による代理請求が行われたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間②の次の事業所における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が請求日と考えられる時期の直前に勤務し、かつ、申立期間と同一番号で管理されている未請求期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和38年5月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月10日から同年5月10日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社C営業所から同社D営業所へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社提出の社員カードから判断すると、申立人は申立期間も継続してA社に勤務し（昭和38年5月10日にA社C営業所から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和38年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から20年9月1日まで
ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。
申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳及び源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により16万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が16万円を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月 1 日から 38 年 8 月 8 日まで
② 昭和 39 年 2 月 5 日から 41 年 1 月 15 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、B社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年後の昭和42年12月25日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている期間のうちの一つは、申立期間である2回の被保険者期間と同一記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月1日から45年5月30日まで
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約9か月後の昭和46年2月25日に支給決定されたこととなっているが、申立人は、申立期間後に別の事業所において被保険者資格を取得しており、当時の厚生年金保険法において、脱退手当金の受給権は、受給権者が被保険者となったときに消滅することとされていたことを踏まえると、申立期間の事業所であるA社の事業主が、別の事業所における被保険者資格の喪失後に申立人の依頼を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前後にある2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が、当該脱退手当金が請求されたと考えられる時期に最も近い申立期間の後の被保険者期間を、失念して請求するとは考え難い。

さらに、申立人は、A社で厚生年金保険被保険者資格を喪失後、約3か月後に別の事業所で再び厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、申立人が申立期間当時に脱退手当金を請求する意志を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 10 日から同年 8 月 27 日まで
② 昭和 30 年 8 月 29 日から 32 年 12 月 16 日まで
③ 昭和 32 年 12 月 17 日から 34 年 7 月 12 日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

脱退手当金を請求したことや、受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金を請求したことや、受給した記憶もないと申し立てているが、申立期間の脱退手当金は、オンライン記録によれば、申立期間であるA社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約9か月後の昭和35年4月22日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たすと考えられる同僚13人を抽出したところ、9人に支給記録が確認でき、そのうち申立人以外の8人が、資格喪失日から6か月以内に支給決定されていることから、同社では事業主による代理請求が行われていたものと考えられる。

しかしながら、前述のとおり、申立期間の脱退手当金の支給決定日は、オンライン記録によると、昭和35年4月22日となっているが、これは、脱退手当金が未支給となっているB社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日の翌日となっており、通常考え難い不自然な記録となっている。このことは、申立

人のオンライン記録によると、平成12年4月20日に、申立期間であるA社で払い出された厚生年金保険被保険者台帳記号番号と、脱退手当金の未支給期間であるB社で払い出された記号番号の重複取消（記録の統合）処理が行われ、申立人の年金記録は、当該処理を行う際、A社における脱退手当金の支給決定日が、B社での厚生年金保険被保険者期間中となり、重複取消処理が完了しなため、補正処理として、脱退手当金の支給決定日を申立期間以降初めて被保険者ではなくなったB社での資格喪失日の翌日に設定したものであると考えるのが自然であるが、当時の厚生年金保険法において、脱退手当金の受給権は、受給権者が被保険者となったときは消滅すると規定されていることから、本来、当該重複取消処理を行った時点で、当該脱退手当金は法令に違反する支給として取り扱われるべきものであったと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したものとして取り扱うことは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和42年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月31日から同年8月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間もA社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和42年8月1日にA社C営業所から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和42年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の被保険者資格の喪失日を誤って届け出たと考えられる旨回答している上、事業主が資格喪失日を昭和42年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を4万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも著しく低く記録されていることが分かった。申立期間は、同社B営業所から同社C営業所へ転勤した時期であるが、給与が下がった記憶はない。本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人のA社における標準報酬月額は、同社B営業所において3万9,000円であったところ、同社C営業所への異動に伴い、昭和41年4月1日の同営業所での被保険者資格の取得時に1万4,000円と記録されている。

しかし、A社の人事記録により、申立人の申立期間における基本給が2万6,280円であることが確認できることから、同社は、「勤務地により地域手当の増減はあるが、基本給を下回る標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ることとは考えられない。」としている。

また、オンライン記録によると、申立人のA社C営業所における標準報酬月額は、申立期間後の昭和41年7月1日（C営業所での資格取得の3か月後）に、随時改定により、1万4,000円から4万2,000円に改定されているが、前述の人事記録によれば、当該随時改定の要件となる申立人の基本給等の固定的賃金の変動の事実は確認できず、本来、社会保険事務所が申立人に係る標準報酬月額を随時改定する理由は認められない。

このことについて、日本年金機構は、「通常、資格取得後4か月目に月額変

更届が提出された場合には、事業主に対し、資格取得時に遡って報酬の訂正を求めるので、当該随時改定処理は正しい処理ではない。また、申立人の申立期間の標準報酬月額が1万4,000円と記録されているが、当時、社会保険事務所が、資格取得届に記載された標準報酬月額を誤って健康保険厚生年金保険被保険者原票に転記した可能性も否定できない。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主により、4万2,000円に相当する報酬月額で届け出られたものと認められることから、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和61年10月1日から平成6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和61年10月から63年9月までは41万円、同年10月から平成元年11月までは47万円、同年12月から6年9月までは53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年10月1日から9年12月21日までの期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、6年10月から7年9月までは26万円、同年10月から8年9月までは28万円、同年10月から9年11月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の平成6年10月から9年11月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年7月20日から61年10月1日まで
② 昭和61年10月1日から平成6年10月1日まで
③ 平成6年10月1日から9年12月21日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額よりも低く記録されていることが分かった。

A社には、50万円以上の給与手取額を保証すると言われて入社した。また、昭和61年10月からは、標準報酬月額が8万円又は9万2,000円と大幅に下がっているが、給与が下がったことはない。

申立期間も実際の給与額に相当する厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録によれば、当初、昭和61年10月から63年9月までは41万円、同年10月から平成元年11月までは47万円、同年12月から6年9月までは53万円と記録されていたところ、7年1月30日付けで、昭和61年10月1日に遡及して8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の元取締役及び元従業員5人の標準報酬月額についても、平成6年2月25日、同年2月28日又は7年1月30日付けで、申立人と同様に遡及して記録が訂正されていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票により、申立期間当時、同社において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

一方、商業登記の記録から、申立人は、上記遡及訂正時にはA社の取締役であったことが確認できるが、申立人は、自身の業務についてB業務であったとしており、同社の社会保険事務を担当していたとする者も、「社会保険事務所との協議は社長が行い、社長の指示により自身が事務処理を行っていた。」と陳述していることから、申立人は、社会保険の事務には関与していなかったと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成7年1月30日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ちしたものとは考え難く、申立人について昭和61年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。したがって、申立期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た額（昭和61年10月から63年9月までは41万円、同年10月から平成元年11月までは47万円、同年12月から6年9月までは53万円）に訂正することが必要である。

申立期間③については、申立期間②の遡及訂正処理日（平成7年1月30日）より前の定時決定（平成6年10月1日）及び遡及訂正日以降の定時決定において、申立人の標準報酬月額が8万円又は9万2,000円と記録されているところ、当該処理については、上記の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかし、申立人が所持する平成6年及び7年分給与所得の源泉徴収票並びに平成9年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書に記載されている社会保険料額から算定される厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額（最低等級の8万円又は9万2,000円）に基づく保険料額よりも高い保険料額であることから、申立期間当時、事業主は、支給していた給与額よりも低い標準報酬月額を社会保険事務所に届け、給与からの保険料控除については、届け出たものより高い標準報酬月額に基づく保険料を控除していたものと推認される。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、平成6年及び7年分給与所得の源泉徴収票並びに平成9年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書で確認できる社会保険料額から算定される厚生年金保険料控除額から、平成6年10月から7年9月までは26万円、同年10月から8年9月までは28万円、同年10月から9年11月までは30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないため不明であるが、源泉徴収票等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収票等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、申立人は、A社には50万円以上の給与手取額を保証するとの条件で入社したにもかかわらず、標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額よりも低く記録されていると申し立てている。

しかし、A社は、平成10年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主に、当該期間の賃金台帳等の資料の提出を求めたが回答が無いことから、当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格取得時の標準報酬月額は、当時の取締役二人の標準報酬月額より高額であり、一方、申立人が資格を取得した当時において、申立人が主張する給与額に基づく標準報酬月額（当時の最高等級である41万円又は47万円）の者は確認できない。

さらに、前述の被保険者名簿を確認しても、申立人の申立期間における標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われた等の不自然な処理の形跡も見られない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 2 月 1 日から同年 8 月 25 日まで
② 昭和 37 年 2 月 1 日から 41 年 6 月 1 日まで

A社及びB社に勤務した期間（それぞれ申立期間①及び②）については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、B社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年2か月後の昭和42年7月28日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人には、申立期間の前に脱退手当金の計算の基礎とされておらず未請求となっている3回の被保険者期間があり、そのうち最初のC社における被保険者期間について、申立人は、「私が脱退手当金を請求したのであれば、最初に就職したC社に勤務していた期間を請求し忘れるはずがない。」と陳述している上、当該被保険者期間が4年2か月と長期であることを踏まえると、申立人が当該被保険者期間を失念して請求するとは考え難い。

さらに、申立人は、B社を退職してから約1か月後の昭和41年6月*日に婚姻し名字が変わっているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままとなっていることから、申立人が自ら脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成16年4月1日から17年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、38万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成17年9月1日から19年6月26日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、17年9月から18年8月までは36万円、同年9月は38万円、同年10月から19年5月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成17年9月から19年5月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月1日から19年6月26日まで
② 平成19年6月26日から同年7月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成16年4月から19年5月までの期間に係る標準報酬月額が、実際に支払われた報酬月額と大きく異なっていることが判明した。また、退職月である同年6月の被保険者記録が無い。現在所持している当時の給与明細書及び家計簿等を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成16年4月1日から17年9月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、38万円と記録されていたところ、16年12月13日付けで、同年4月1日に遡って20

万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録を見ると、A社において、申立期間に被保険者記録のある者のうち、申立人の遡及減額訂正処理が行われた平成16年12月13日時点で記録がある従業員7人（申立人を除く。）全員の標準報酬月額が、申立人と同日付けで、同年4月1日まで遡って大幅に減額訂正処理されていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票を見ると、同事業所は平成6年頃から厚生年金保険料を滞納し始め、16年12月10日の欄には、同事業所の事業主の妻と社会保険事務所職員との間で、保険料の納付について協議を重ねていたことが確認できる。

加えて、申立人が提出した給与明細書によると、当該期間における申立人の報酬月額は36万から38万円までで推移し、当該報酬月額に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

なお、元事業主の妻は、「申立人は、B業務担当であった。」と回答していることから、申立人は社会保険事務には関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成16年12月13日付けで行われた遡及減額訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について同年4月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額訂正処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められず、申立期間のうち、同年4月から17年8月までの期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間①のうち、平成17年9月1日から19年6月26日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録において20万円と記録されているが、当該記録については遡及減額訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまではいえない。

しかし、申立人提出の給与明細書等において確認できる保険料控除額及び報酬月額により、申立期間のうち、平成17年9月から18年11月までの期間について、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成18年12月から19年5月までの期間については、保険料控除額及び報酬月額が確認できる資料は無いものの、申立人及び事業主の妻は、「申立人の勤務形態及び報酬月額については、その前後の月と変化はなかった。」旨陳述していること、当該期間の前後の月において、36万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていること、及び申立人のA社退職時の「雇用保険被保険者離職票2」における離職前6か月の賃金日額などを踏まえて総合的に判断すると、当該期間は、オンライン記録上の標準報酬

月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料が給与から控除されていることが認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成17年9月から19年5月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、17年9月から18年8月までは36万円、同年9月は38万円、同年10月から19年5月までは36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主の妻は、事業主も既に亡くなっており、A社も倒産しているため不明としているが、申立人が提出した給与明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に相当する報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、A社は、申立期間当時の厚生年金保険料は当月控除であったとしているところ、申立人は、同事業所における被保険者資格を喪失した平成19年6月支給の給与に係る給与明細書を提出しており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、申立人の退職日について、申立人自身及びA社の元事業主の妻は、いずれも「給与の締め日である平成19年6月25日であった。」旨陳述しているところ、雇用保険の加入記録においても、申立人の離職日は、平成19年6月25日であることが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と定められており、同法14条において、資格喪失日は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は平成19年6月26日であり、制度上、同年6月は、A社における厚生年金保険の被保険者期間とはならないため、同年6月については、厚生年金保険被保険者期間とは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月16日から38年5月5日まで

A社に勤務し厚生年金保険に加入していた期間について、脱退手当金を受けていない旨を年金加入記録回答票により日本年金機構B事務センターに提出したところ、当該期間については、脱退手当金支給済みである旨の回答が有った。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の氏名は変更処理されておらず、婚姻時のままであり、申立期間に係る脱退手当金は婚姻時の氏名で請求されたものと考えられるが、申立人は、脱退手当金支給日の約2年5か月前に離婚し旧姓に戻っており、離婚日から申立事業所の被保険者資格の喪失日まで約1年10か月の期間が有ることを考え合わせると、申立人が婚姻時の名字で脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が最初に勤務した事業所を失念して請求するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

大阪厚生年金 事案 11658 (事案 5498 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成6年10月から同年12月までは44万円、7年1月から同年10月までは47万円、同年11月は50万円、同年12月は44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月10日から9年12月1日まで

前回の年金記録確認第三者委員会への記録訂正の申立てにおいて、平成6年4月10日から14年2月16日までの期間に係る標準報酬月額は訂正されたが、新たに給与明細書が見つかったので、申立期間の標準報酬月額を再調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立期間のうち、平成6年4月10日から8年10月1日までの期間については、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初6年4月から同年6月までは36万円、同年7月から同年9月までは44万円、同年10月から7年9月までは41万円、同年10月から8年9月までは34万円と記録されていたところ、同年5月8日付けで、6年4月10日に遡及して9万2,000円に引き下げられている。

しかしながら、係る処理を行う合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年2月12日付けで、申立人の標準報酬月額を事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た記録に訂正する必要があるとする通知を行っている。

また、申立期間を含む平成8年10月1日から14年2月16日までについて

は、オンライン記録において、8年10月から11年9月までは9万2,000円、同年10月から12年9月までは15万円、同年10月から14年1月までは16万円と記録されている。

しかしながら、申立人提出の給与明細書及び給与所得の源泉徴収票等によると、給与支給額に見合う標準報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を上回る額となっていることを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年2月12日付けで、8年10月から10年5月までは34万円、同年6月及び同年7月は36万円、同年8月から14年1月までは34万円に訂正する必要があるとする通知を行っている。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

今回、当初の決定後に申立人から提出された給与明細書を見ると、申立期間のうち、平成7年9月から同年12月までは、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の倍額が控除されていることが確認できる。このことについて、申立人及び同僚の一人は、「申立期間当時、A社の事業主から、会社の経営状態が苦しいという理由で、同意も得ずに、給与から被保険者負担分の保険料に加えて、事業主負担分も控除されていた。」と陳述している上、当該同僚から提出のあった給与明細書を見ると、6年7月から7年12月までは、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の倍額が控除されていたことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成6年10月から7年8月までの期間は、申立人及び同僚による上記陳述、同僚提出の給与明細書並びに申立人提出の6年及び7年分の給与所得の源泉徴収票から試算したところ、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の倍額が控除されていたことが推認される。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人及び同僚から提出のあった給与明細書並びに給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成6年10月から同年12月までは44万円、7年1月から同年10月までは47万円、同年11月は50万円、同年12月は44万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に亡くなっているため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間のうち、平成6年4月から同年9月までの期間、8年1月から9年6月までの期間、同年9月及び同年10月については、申立人から提出のあった当該期間に係る給与明細書及び給与所得の源泉徴収票の保険料控除額から算定される標準報酬月額並びに報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成9年7月、同年8月及び同年11月については、給与明細書等の資料が無いことから、給与支給額及び保険料控除額を確認することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成6年4月から同年9月までの期間及び8年1月から9年11月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和39年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、B社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和34年11月から、申立期間も同社に継続して勤務していたのは間違いないので、同期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出のB社発行の「職歴書」及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間を含めてB社に継続して勤務し（昭和39年12月1日にA社本社からB社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和39年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和39年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和26年8月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月23日から同年9月19日まで
年金事務所の記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入であるとされている。

しかし、当時、私はA社本社から同社B支社に転勤しただけなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社提出の退職証明書及び同社作成の厚生年金保険被保険者履歴表から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務し（昭和26年8月23日にA社本社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和26年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 13 日から 36 年 2 月 17 日まで
平成 13 年頃に社会保険事務所（当時）で年金記録を確認した際、A 社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。
しかし、私は、A 社を退職後も B 職として仕事を続けていこうと考えていた上、脱退手当金制度のことは知らなかったし、脱退手当金を請求した記憶もなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されたページを含む前後 8 ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期（おおむね前後 2 年以内）に脱退手当金の受給要件を満たして厚生年金保険被保険者資格を喪失した 22 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給記録が確認できる者は申立人を含む 2 人だけである上、申立期間当時の事務担当者とする者は、「A 社では、脱退手当金の代理請求は行っていなかった。」旨陳述していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、「A 社を退職後も B 職として仕事を続けていこうと考えていた。」旨陳述しているところ、オンライン記録から、申立人は、A 社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日の翌日の昭和 36 年 2 月 18 日に、同社での厚生年金保険被保険者台帳記号番号と同一記号番号により C 社での被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していた事情はうかがえない。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、前述の申立人が申立期間直後に申立期間と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により被保険者資格を取得したC社での被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人が当該被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年10月25日から同年11月1日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

私は、当時、A社B営業所から同社C営業所に異動しただけであり、申立期間も同社に継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社提出の従業員台帳から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務し(昭和39年11月1日にA社B営業所から同社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和39年10月1日の定時決定時に係る社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年9月29日は97万6,000円、19年9月28日は100万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月29日
② 平成19年9月28日

年金事務所の記録では、申立期間の標準賞与額が厚生年金保険の給付額に反映しない記録とされているので、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社が提出した賞与支給控除一覧表において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成18年9月29日は97万6,000円、19年9月28日は100万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該

保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成18年9月29日及び19年9月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年9月29日は97万6,000円、19年9月28日は100万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月29日
② 平成19年9月28日

年金事務所の記録では、申立期間の標準賞与額が厚生年金保険の給付額に反映しない記録とされているので、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社が提出した賞与支給控除一覧表において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成18年9月29日は97万6,000円、19年9月28日は100万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該

保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成18年9月29日及び19年9月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月28日

年金事務所の記録では、申立期間の標準賞与額が厚生年金保険の給付額に反映しない記録とされているので、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間に支給された賞与において、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成19年9月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、18万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月15日

A社から申立期間に賞与が支給され、同社保管の賞与一覧表では、賞与額に見合った保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、年金事務所における申立期間の記録は、年金給付に反映されないものとされているので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与一覧表により、申立人は、申立期間に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社提出の賞与一覧表において確認できる賞与額から、平成20年12月15日は18万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 23 年 2 月 3 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 20 年 12 月 15 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、《申立期間》（別添一覧表参照）は《標準賞与額》（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 別添一覧表参照

A社から申立期間に賞与が支給され、同社保管の賞与一覧表では、賞与額に見合った保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、年金事務所における申立期間の記録は、年金給付に反映されないものとなっているので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与一覧表により、申立人は、申立期間に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（《申立期間》（別添一覧表参照）は《標準賞与額》（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成23年2月3日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る《申立期間》（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別紙

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
11667	女		昭和38年生		平成18年12月20日 平成20年12月15日	33万円 28万8,000円
11668	女		昭和55年生		平成18年12月20日 平成20年12月15日	26万3,000円 29万8,000円
11669	男		昭和57年生		平成18年12月20日	15万円
11670	男		昭和26年生		平成20年12月15日	28万円
11671	男		昭和44年生		平成18年12月20日 平成20年12月15日	51万円 39万2,000円
11672	男		昭和56年生		平成18年12月20日 平成20年12月15日	15万円 23万2,000円
11673	男		昭和40年生		平成18年12月20日 平成20年12月15日	40万円 33万6,000円
11674	男		昭和55年生		平成18年12月20日 平成20年12月15日	15万円 20万円

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から55年3月まで

私は、昭和53年9月に会社を退職した後、A市役所で国民年金への切替手続を行った。国民年金保険料の納付については、母に生活費として現金を渡し、その中から母が毎月集金に来ていた集金人に両親と私の3人分を納付していた。領収証書の発行は無かったが、保険料は納めていたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和53年9月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、毎月の生活費を申立人の母親に渡し、その中から母親が集金人に国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金の加入手続時期について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和55年5月にA市で払い出されていることが確認できる。また、当該手帳記号番号の前後の被保険者の記録からも、申立人は同年4月頃に国民年金の加入手続を行ったと推定でき、53年9月に加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

さらに、上記の加入手続時点において、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料は現年度納付することが可能であるが、申立人に係る特殊台帳を見ると、昭和54年度の欄に「55催」のスタンプが押されており、当該期間の現年度保険料が未納となり、催告を受けていることが確認できる。

加えて、上記の加入手続時点において、申立人は申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であるが、制度上、過年度保険料を集金人に納付することはできない上、申立人は、過年度納付を行った記憶はなく、申立人の

母親からも何も聞いていないと陳述している。

また、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料納付を行っていたとする申立人の母親は既に亡くなっており、申立人が申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から62年3月まで

昭和59年11月に、私は、亡父とA市役所に行き、私の国民年金の加入手続を行い、その場で年金手帳をもらったことを覚えている。

申立期間の国民年金保険料の納付について、私の母は、申立期間当時、亡父がA市役所に行き、納付書で、私の保険料を毎月納付していたことを覚えている。

母は、申立期間当時、A市の職員であったこともあり、私の国民年金の加入手続をするように亡父に勧めたので、亡父が国民年金保険料を納付していないことは有り得ないと言っている。

申立期間が未納期間とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年11月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、申立人の父親が同市役所で納付書により毎月納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期について調査すると、申立人の手帳記号番号は、前後の被保険者の資格取得記録から、昭和62年4月ないし同年5月頃に払い出されたと推定できる。また、A市の国民年金保険料の収滞納一覧表において申立人の記録を見ると、昭和62年度から収納の記録が有り、昭和62年4月及び同年5月の保険料が同年5月30日に2か月分収納された以降、同年6月から63年3月までの保険料は毎月納付されていることが確認できることから、申立人は62年5月頃に国民年金の加入手続を行い保険料の納付を開始したと推定でき、59年11月に加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

さらに、上記の加入手続時点では、申立期間のうち、昭和 59 年 11 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

加えて、昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料は過年度保険料となるが、申立人は、その母親からは保険料を遡って納付したことがないと聞いていると陳述している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の父親が毎月納付していたと申し立てているが、A 市は、保険料の毎月の収納を開始したのは、昭和 61 年 4 月であり、申立期間当時は 3 か月単位で収納していたと回答している。

さらに、申立人及びその母親は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これを担っていたとする申立人の父親は亡くなっているため、当時の保険料納付の状況を確認することができない上、申立人及びその母親から申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から56年12月まで

私は、会社退職後の昭和46年頃にA市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を送付されてきた納付書で毎月郵便局又は銀行で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていないのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年頃に国民年金の加入手続を行い、毎月、国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年1月10日に払い出されていることが確認でき、この頃に加入手続が行われたと考えられることから、46年頃に加入手続をしたとする申立内容と符合しない。

また、当該国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、昭和55年9月以前の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

さらに、当該時点において、申立期間のうち、昭和55年10月以降の国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、申立人のオンライン記録を見ると、申立期間直後の57年1月から同年3月までの期間は法定免除、同年4月から平成元年3月までの期間は申請免除（平成5年以降に追納された期間を含む。）と記録されていることから、加入手続が行われた当時、申立人は、保険料の納付が困難であったことがうかがわれる。また、申立人は、過年度保険料を一括で納付した記憶はないと陳述している。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法について、「自宅

に送付されてきた納付書を使用して、毎月、金融機関で納付した。」と陳述しているが、A市は、「金融機関での納付書による収納ができるようになったのは昭和48年4月からであり、それまでは、集金人による3か月ごとの印紙検認方式による収納であった。」としており、申立期間のうち、昭和48年3月以前の保険料の収納方法については、陳述内容と符合しない。

また、申立期間は132か月であり、これだけの長期間にわたり、国民年金保険料の収納管理及び記録管理に事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から52年12月まで

A市役所から国民年金の加入勧奨のはがきが自宅に届いたので、昭和49年2月頃に、私が市役所に出向いて加入手続を行った。

その際、市役所窓口で、昭和47年2月から49年1月までの未納保険料を遡って納付するように言われたが、一度に納付できないので、加算金が付くが分割にしてもらった。

後日、自宅に届いた定額保険料及び加算金に相当する額の国民年金保険料の納付書と現金を、当時、同居していたところに渡して、納付してもらった。

また、それ以後の申立期間についても、同様に、いところに納付してもらったはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和47年2月8日を国民年金被保険者資格の取得日として、55年7月10日に払い出されているところ、オンライン記録を見ると、申立人の前後の手帳記号番号に係る被保険者についても、資格取得の要件を満たした時点まで遡って国民年金保険料を納付している事例が散見されることから、申立人に係る加入手続も、同年6月末日まで実施されていた第3回特例納付実施期間の終了間際に行われたものと考えられ、申立期間の保険料については、同制度を利用して、遡って納付することは可能である。

しかし、申立人は、過去の未納保険料について、加算金を含めて分割して納付したとしているところ、制度上、未納の国民年金保険料に加算金を付加するような納付方法はなく、また、仮に、第3回特例納付制度を利用して納付した

とする場合、昭和 55 年 6 月末日までに申立期間全ての保険料を納付しなければならず、加入手続を行ったとみられる時期から第 3 回特例納付制度が終了するまで日数が少ないことを勘案すると、期間を置いて、分割して納付したとする申立内容は不自然である。

また、申立人は、国民年金の加入当初に、過去の 2 年分の国民年金保険料を分割して過年度納付したとしているところ、特殊台帳を見ると、申立期間直後の昭和 53 年 1 月から 55 年 3 月までの保険料について、2 回に分けて過年度納付していることが確認できることから、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を踏まえると、当該期間の保険料納付の記憶と混同している可能性を否定できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は 5 年 11 か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人のいとは既に他界しており、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月及び同年3月

はっきりとは覚えていないが、会社を退職した後、平成9年3月頃に母がA市役所に出向き、国民年金の加入手続をしてくれたように思う。

申立期間の国民年金保険料については、会社退職後に1年分の納付書が送られてきたので、母が月額約1万3,000円の現金を添えて、2か月分をまとめて納めたか、月ごとに納めたかについては不明であるが、いずれにせよ、市役所の窓口で納めてくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は、平成10年7月4日付けで、初めて国民年金被保険者資格を取得しており、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親の記憶も曖昧である。

さらに、申立期間は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の保険料の収納事務が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の基礎年金番号について、オンライン記録により各種氏名検索を行ったが、申立人に対して別の基礎年金番号が付番されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から50年3月までの期間、57年4月から60年3月までの期間、同年4月から平成4年9月までの期間、同年11月から5年3月までの期間及び同年4月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から50年3月まで
② 昭和57年4月から60年3月まで
③ 昭和60年4月から平成4年9月まで
④ 平成4年11月から5年3月まで
⑤ 平成5年4月から6年3月まで

時期ははっきり覚えていないが、妻が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、妻が夫婦二人分を一緒に納付していたはずである。妻は、毎月、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとしており、昭和60年4月からは、恐らく銀行で納付していたと思うが、それ以前はよく覚えていないと言っている。

また、申立期間②及び⑤が免除期間とされているが、免除申請を行った記憶はなく、この期間についても、妻が他の期間と同様に国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間が未納期間又は免除期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和48年3月に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

しかし、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、国民年金の加入手続についてはよく覚えていないとし、また、保険料の納付についてもよく覚えていないとしているなど、具体的な納付状況等についての記憶は

曖昧である。

また、申立人夫婦に係る特殊台帳を見ると、ともに申立期間①について、昭和50年度に納付催告が行われたことをうかがわせる押印が確認できるところ、申立人の妻は、過去の国民年金保険料を遡って納付したことについては、よく覚えていないとしているほか、申立期間の保険料について、毎月納付していたとも陳述しているものの、少なくとも、昭和62年3月までのA市における現年度保険料の納付単位は、3か月ごとが通例であり、制度状況と符合しない。

さらに、申立人夫婦は、平成6年8月18日にB銀行が受け付けた、A市国民年金保険料口座振替依頼書の写しを所持しているところ、申立人夫婦に係るオンライン記録を見ると、ともに同日に申立期間⑤直後の同年4月から同年8月までの5か月の国民年金保険料を一括して納付していることが確認できる。

加えて、申立人夫婦に係るオンライン記録を見ると、平成6年10月の国民年金保険料を重複納付したことにより、同年11月15日に、その時点で時効にかからず納付が可能な申立期間③及び④に挟まれた4年10月の保険料に充当したことが確認できることから、それまで当該月の保険料も、申立期間③及び④と同様、未納であったことがうかがえる。

一方、申立期間②及び⑤について、申立人の妻は、免除申請を行った記憶はなく、この期間についても、他の期間と同様に国民年金保険料を納付していたとしているものの、申立人夫婦の特殊台帳を見ると、ともに申立期間②である昭和57年度から59年度までについては、免除期間であることを示す押印が確認できる上、オンライン記録を見ると、申立期間⑤である平成5年4月から6年3月までの免除期間については、その申請日及び処理日とともに記録されており、これらの記録に特段不自然な点はうかがえない。

また、各申立期間は、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻も同様に未納期間又は免除期間となっている上、申立期間は合わせて13年8か月に及んでおり、これほど長期間にわたって夫婦の保険料の記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から50年3月までの期間、57年4月から60年3月までの期間、同年4月から平成4年9月までの期間、同年11月から5年3月までの期間及び同年4月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月から50年3月まで
② 昭和57年4月から60年3月まで
③ 昭和60年4月から平成4年9月まで
④ 平成4年11月から5年3月まで
⑤ 平成5年4月から6年3月まで

国民年金の加入手続時期については、はっきり覚えていないが、国民年金保険料については、私が夫の分と一緒に納付していた。保険料は、毎月、夫婦二人分を一緒に納付しており、昭和60年4月からは、恐らく銀行で納付していたと思うが、それ以前の納付方法はよく覚えていない。

特に、申立期間①のうち、昭和48年3月から同年6月までについては、夫が納付済みであるのに対し、私が未納とされているのは納得できない。

また、申立期間②及び⑤が免除期間とされているが、免除申請を行った記憶はなく、この期間についても、私が他の期間と同様に国民年金保険料を納付していた。

申立期間が未納期間又は免除期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和49年11月に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であり、また、申立人主張のとおり、申立期間①のうち、48年3月から同年6月までの保険料については、申立人が一緒に納付していたとする申立人の夫は納付済みとな

っている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、A市において、申立人の手帳記号番号が払い出された1年8か月前である昭和48年3月に払い出されており、加入時期が異なる上、申立人の手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①のうち、申立人の夫の納付済期間を含む同年3月から49年3月までの国民年金保険料については、過年度保険料となるが、申立人は、加入手続及び加入当初の保険料納付の状況等については、その時期も含めて具体的に覚えていないと陳述しており、また、申立期間①のうち、48年7月から50年3月までの保険料については、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫も未納となっている。

また、申立人夫婦に係る特殊台帳を見ると、ともに申立期間①について、昭和50年度に納付催告が行われたことをうかがわせる押印が確認できるところ、申立人は、過去の国民年金保険料を遡って納付したことについては、よく覚えていないとしているほか、申立期間の保険料について、毎月納付していたとも陳述しているものの、少なくとも、昭和62年3月までのA市における現年度保険料の納付単位は、3か月ごとが通例であり、制度状況と符合しない。

さらに、申立人夫婦は、平成6年8月18日にB銀行が受け付けた、A市国民年金保険料口座振替依頼書の写しを所持しているところ、申立人夫婦に係るオンライン記録を見ると、ともに同日に申立期間⑤直後の同年4月から同年8月までの5か月の国民年金保険料を一括して納付していることが確認できる。

加えて、申立人夫婦に係るオンライン記録を見ると、平成6年10月の国民年金保険料を重複納付したことにより、同年11月15日に、その時点で時効にかからず納付が可能な申立期間③及び④に挟まれた4年10月の保険料に充当したことが確認できることから、それまで当該月の保険料も、申立期間③及び④と同様、未納であったことがうかがえる。

一方、申立期間②及び⑤について、申立人は、免除申請を行った記憶はなく、この期間についても、他の期間と同様に国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人夫婦の特殊台帳を見ると、ともに申立期間②である昭和57年度から59年度までについては、免除期間であることを示す押印が確認できる上、オンライン記録を見ると、申立期間⑤である平成5年4月から6年3月までの免除期間については、その申請日及び処理日とともに記録されており、これらの記録に特段不自然な点はうかがえない。

また、各申立期間は、昭和48年3月から同年6月までの期間を除いて、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫も同様に未納期間又は免除期間となっている上、申立期間は合わせて14年に及んでおり、これほど長期間にわたって夫婦の保険料の記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手

帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年頃から29年頃までのうちの約3年間
② 昭和28年頃から29年頃まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①については、17歳又は18歳ぐらいの時から約3年間勤務したA社（現在は、B社）での加入記録が昭和28年1月から同年3月までの3か月間しかない。申立期間②については、A社の次に勤務したC社（現在は、D社）の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和26年頃から28年1月1日までの期間については、複数の元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が当該期間もA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同事業所で資格を取得した日と同日の昭和28年1月1日であり、当該期間は適用事業所ではない。

また、B社は、「申立期間当時の事業主は死亡しており、人事記録等も無く、申立人の保険料控除の状況等は不明である。」としているため、事業所等から申立人の当該期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

さらに、前述の従業員は、当該期間の保険料控除について記憶にないと陳述している。

申立期間①のうち、昭和28年4月1日から29年頃までの期間については、申立人は、当該期間も含めてA社に約3年間勤務していたと申し立てている。

しかし、前述のとおり、B社は、「申立期間当時の事業主は死亡しており、

人事記録等も無く、申立人の保険料控除の状況等は不明である。」としているため、事業所等から申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除の状況等を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間に被保険者記録の有る元従業員は、「私は昭和28年3月末にA社に入社したが、同時期に申立人が退社したことを覚えている。」旨陳述している。

なお、オンライン記録によると、申立期間①のうち、昭和28年1月1日から同年4月1日までの期間は、申立人はA社において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

申立期間②については、複数の元従業員の陳述及び申立人が記憶している元同僚の氏名がC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることから判断して、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和30年6月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、D社は、「申立期間当時の人事記録は無く、当時の担当者もいないことから、申立人の保険料控除の状況等は不明である。」としているため、事業所等から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

なお、申立人は、「C社を退職したのは、在職中に病気になったことが原因だが、治療の際には、健康保険被保険者証は持っていなかった。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間①（加入記録の有る期間を除く。）及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間（加入記録の有る期間を除く。）に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11676

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 9 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。
A社では、住み込みで勤務をしていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録において、A社がB社として厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 44 年 7 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、前述の元事業主は、「申立期間当時は、従業員の人数も少なかったので厚生年金保険等には加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除していない。」旨陳述しているところ、前述の元従業員は、「申立期間当時は厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」旨陳述し、B社が適用事業所となった日に資格を取得し、申立期間当時も同社で勤務していたとする元従業員も同様の陳述をしている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11677

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月 1 日から 63 年 1 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が、当時の給与額より低く記録されていることが分かった。入社時の給与額は20万円で退職時には26万円ぐらいであったのに、年金事務所の記録では、これより低く記録されている。

給与明細書等はないが、A社では、実際の給与支給額に見合う保険料が控除されていたと思うので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、実際の給与支給額は申立期間の標準報酬月額より高く、保険料も給与支給額に見合う額が控除されていたと思うと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 63 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社等から申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人は、「申立期間当時、給料はA社の事業主である義父から元妻に手渡されていたので、総支給額及び保険料控除額を確認したことはない。」と陳述しているところ、申立人の元妻は、「申立人が主張する報酬月額は受け取っていなかった。A社は家内工業であり、報酬を給料として受け取ってはならず、必要な時に必要な額を事業主である父からもらっていた。」と陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間に被保険者記録の有る元従業員7人のうち、前述の事業主を除く6人と申立

人の申立期間の標準報酬月額と同程度であることが確認できる上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された等の形跡も見られない。

このほか、申立人の主張を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月25日から33年8月21日まで
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとされている。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

また、申立期間の前に有るB社及びC社に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、両社の加入期間について脱退手当金が支給されたと記録されているところ、申立人は当該期間に係る脱退手当金についても受給していないとしている。

しかしながら、申立人の意思に反して、二度にわたって当該申立人の意思が及ばないところで請求手続がなされることは、一度の場合よりも低いと認められる。

また、申立人は、昭和36年4月から、国民年金の強制加入被保険者となるべきところ、申立人の国民年金の加入記録は無く、申立人の年金記録には国民年金の未加入期間が散見されることから、申立人の年金制度に対する意識の高さはうかがえない。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の直前に有るD社における被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 9 月 1 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A支社に勤務し、B社で厚生年金保険の被保険者となっていた申立期間が脱退手当金支給済みとされている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後計 21 ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期(おおむね前後 2 年以内)に脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した 20 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め 15 人に支給記録が見られ、そのうち 9 人が資格喪失後 6 か月以内に支給決定されている上、同一支給決定日の受給者(申立人を含む。)が散見できることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、オンライン記録によれば、申立期間の脱退手当金は、B社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 36 年 12 月 23 日に支給決定されていることが確認できる上、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給手続が行われたことを意味する「脱」の押印が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申

立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 6 日から 44 年 12 月 26 日まで
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社に2回目に勤務した期間の厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとされている。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人名義の記名・押印が確認でき、住所欄には、支給決定当時の申立人の実家の住所が記載されている上、脱退手当金裁定同等の関係書類には、支払決定通知書を当該住所地近くのB銀行C支店に提示し、受給する扱いであったことが記載されているなど、適正な事務処理が行われていることから、支払決定通知書が同住所地に送付されたものと考えられる上、請求書類には申立期間に係る事業所作成の退職所得の源泉徴収票が添付されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立

期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、脱退手当金裁定請求書には未請求の期間に係る事業所名が記載されておらず、また、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月15日から同年5月31日まで
② 昭和23年4月11日から24年3月27日まで
③ 昭和24年5月1日から26年1月31日まで
④ 昭和27年1月20日から31年8月6日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社、B社及びC社(二度勤務)における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、保険給付欄に脱退手当金支給の記録が有り、資格期間、平均標準報酬月額及び支給金額はオンライン記録と一致している上、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無い。

また、脱退手当金を支給する場合、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその算定の基礎とするものであるところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号が別番号で管理されていた別の事業所の被保険者期間も含め、全被保険者期間が請求されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月 7 日から 58 年 6 月 5 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間には、雇用保険の加入記録が有ることから、厚生年金保険にも加入していたはずであるので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元従業員の陳述から判断して、申立人が、申立期間にA社で勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、平成2年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は、「会社は平成2年に解散し、雇用、財務等に関する資料は保管していない。」と陳述しているため、申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、前述の元事業主及び申立期間当時の経理担当者は、「正社員採用であれば、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険の三つの保険に係る手続は同時に行い、採用後直ちに加入させていた。」と陳述しているが、被保険者期間が申立期間と重複する複数の元従業員の厚生年金保険及び雇用保険の加入記録を調査したところ、両保険の資格取得日及び資格喪失日が一致している者が確認できないことから、申立期間当時、A社では、全ての従業員を必ずしも両保険に同時に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得した全員の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、健康保険整理番号に欠番は無く、同原票の記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、オンライン記録によると、申立人の申立期間当時の夫は、申立期間

以前から申立期間中の昭和58年3月21日までの期間において厚生年金保険被保険者であるところ、同人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、健康保険の被扶養者氏名欄には申立人の氏名及び生年月日が記載されており、扶養開始日を判読することはできないが、扶養終了日欄については空欄とされていることが確認できる。この場合、申立人に係る健康保険の扶養終了日は、当該夫の被保険者資格の喪失日と同日となることから、申立人は、少なくとも申立期間中に、当時の夫の健康保険の被扶養者であった期間があると考えられる。

また、オンライン記録を見ると、申立人は、申立期間を含む昭和55年4月から61年3月までの期間に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 6 日から 40 年 3 月 21 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社での1回目の勤務における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、A社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和40年8月3日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に脱退手当金の受給要件を満たし厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性従業員5人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め4人に支給記録が見られ、そのうち3人が資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、前述の3人のうちの1人は、「申立期間当時、社長が退職する者に脱退手当金に関する説明を行っていたと思う。私が退職する際は、社長から『脱退手当金についてどうしますか。』と聞かれ、手続を依頼し受給した。」と陳述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月1日から30年5月19日まで
日本年金機構から脱退手当金の確認はがきを送付されてきたところ、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとされている。
脱退手当金を請求したことや、受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、A社における申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できる上、保険給付欄には、資格期間、支給金額及び支給年月日がそれぞれ記載されており、当該記載内容はオンライン記録と一致している。

また、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さも見当たらない。

このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 2 日から 41 年 4 月 11 日まで

日本年金機構からの「脱退手当金に関わる確認はがき」により、A社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとされているとの通知を受けた。

しかし、脱退手当金を支給されたとする頃には、結婚に伴ってB県からC県に転居しており、転居先で受給した記憶もない。

脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和41年6月30日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名が、同社での資格喪失日より後で脱退手当金の支給決定直前の昭和41年5月26日に訂正されていることが確認できるが、脱退手当金の請求に伴い当該訂正の手続が行われたと考えるのが自然である。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、前述の被保険者名簿から、申立人と同時期（おおむね前後各2年）に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしていた女性36人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む31人に支給されたこと

となっており、そのうちの 29 人が資格喪失後 6 か月以内に支給決定されている上、同一支給決定日の者も散見されることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 23 日から 47 年 7 月 26 日まで

厚生年金保険の加入記録を数年前に照会したところ、A社での加入期間が脱退手当金支給済みとされていることが分かった。納得はできなかったものの、年金の裁定請求をするまでそのままにしておいた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から3週間後の昭和 47 年 8 月 16 日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前後計 100 人のうち、申立人と同時期（前後各 2 年程度）に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしていた女性 27 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 18 人に支給されたこととなっており、その全員が資格喪失後 3 か月以内に支給決定されている。また、このうち複数の者が、会社が代理請求していた旨陳述していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年8月1日から同年12月1日まで
② 昭和27年2月1日から33年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社に係る厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給済みとされていることが分かった。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和33年10月27日に支給決定されていることが確認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名が同年9月26日付けで訂正されている。また、申立人が、同社で被保険者資格を喪失してから脱退手当金が支給決定されるまでの期間において、厚生年金保険の被保険者となった記録が見当たらないことから、当該脱退手当金の請求に伴い氏名の訂正の手続が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間であるA社及びB社の期間と申立期間後のC社の期間では別番号となっており、申立期間に係る脱退手当金を受給したために番号が異なっていると考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 1 日から 9 年 11 月 1 日まで

私は、知人の紹介により、平成 7 年 6 月に A 社に入社した。正社員として B 業務をしており、同事業所が倒産した 9 年 11 月まで勤務していたが、同事業所での厚生年金保険の加入記録が無い。

一般的な会社員と同様に、毎月給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に使用していたとする名刺から、時期は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A 社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同事業所の所在地を管轄する法務局には同事業所の商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、事業主と同僚一人の氏名を挙げているものの、その連絡先は不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

さらに、申立人の A 社における雇用保険の加入記録も確認できず、このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年12月1日から27年12月19日まで
日本年金機構の記録では、A社に勤務した申立期間について、脱退手当金が支給されたこととされている。しかし、申立期間より後に勤務したB社に係る被保険者期間については、同社に請求手続を依頼して脱退手当金を受給したが、A社に勤務した申立期間については請求も受給もしていない。納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間より後に勤務したB社に係る被保険者期間については、同社に請求手続を依頼して脱退手当金を受給したが、A社に勤務した申立期間については脱退手当金を請求した記憶がなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、B社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約11か月後の昭和35年12月24日に、A社での被保険者期間(申立期間)と、申立人が受給を認めているB社での被保険者期間を合算して支給決定されている。

また、申立人のA社における被保険者記録が記載されている厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、支給決定日の約1か月前である昭和35年11月22日付けで、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から脱退手当金を裁定した社会保険出張所(当時)に回答したことを示す「回答済35.11.22」の記載が確認できる。

さらに、申立期間を含む脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、このほか、申立人が申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 5 日から 41 年 4 月 15 日まで
② 昭和 41 年 4 月 15 日から同年 4 月 21 日まで

年金事務所の記録では、A社（現在は、B社）C営業所に勤務した申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっている。

最近、B社の年金担当者に問い合わせたところ、「当社は、昭和 41 年 4 月 15 日より前は、支店ごとに別々で厚生年金保険の適用事業所となっていたが、同日以降はD県の本社一括適用となったので、同日以降に被保険者資格を喪失した者が脱退手当金を請求する場合、本社の所在地を管轄するE社会保険事務所（当時）で請求手続を行わなければならない。」との回答であった。私は、結婚式を退職直後の昭和 41 年 5 月*日に控え、挙式後は夫と一緒にF県に転居したため、E社会保険事務所で脱退手当金を請求する暇はなく、受給していない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A社（本社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和 41 年 9 月 3 日に支給決定されている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む計9ページに記載されている女性従業員のうち、申立人と同時期に受給要件を満たし資格を喪失した26人（申立人を含む。）について脱退手当金の支給記録を調査したところ、15人に支給記録が有り、このうち13人が資格喪失後6か月以内に支給決定されているほ

か、支給決定日が同一の者も散見される。

このことに加え、支給記録の有る複数の元従業員が、「退職時に、会社から脱退手当金の説明を受け、会社に請求手続きをしてもらい、口座振込で脱退手当金を受け取った。」旨陳述しており、B社も、「資料は残っていないが、申立人が脱退手当金の受給を選択したのであれば、本人の依頼に基づいて本社で代理請求を行った可能性がある。」と回答していることから、申立期間当時、A社では、事業主が退職する従業員の脱退手当金に関与していたことがうかがえ、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、前述の被保険者名簿を見ると、申立人の欄に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいくつか見えない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月3日から29年11月21日まで
② 昭和33年11月1日から35年6月1日まで

A社及びB社に勤務した期間(それぞれ申立期間①及び②)については、脱退手当金が支給されたこととされている。しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、脱退手当金の支給決定日(昭和36年2月10日)の約1か月半前である昭和35年12月24日付けで、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から脱退手当金を裁定した社会保険出張所(当時)に回答したことを示す「回答済 35.12.24」の記載が確認できるほか、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が有り、支給額にも計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険

者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月 6 日から同年 7 月 21 日まで
② 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 6 月 15 日から 47 年 11 月 30 日まで

A社、B社及びC社に勤務した期間（それぞれ申立期間①、②及び③）については、脱退手当金が支給されたこととされている。しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名及び押印が確認できるほか、住所欄には申立人が陳述する当時の住所が記載されており、当該住所地に近い郵便局が脱退手当金の送金先として指定されているなど、その記載内容に不自然な点は見られない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が有るほか、申立人の脱退手当金は、前述の脱退手当金裁定請求書に押印されているD社会保険事務所（当時）の受付日（昭和 48 年 5 月 29 日）から約 2 か月後の昭和 48 年 7 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、オンライン記録によると、申立人が申立期間より前に勤務したE社における被保険者期間についても昭和 37 年 9 月 18 日に脱退手当金が支給決定されたこととなっており、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがう。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある2回の被保険者期間（F社及びG社）についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、前述の脱退手当金裁定請求書を見ると、過去に被保険者として使用された事業所の名称を請求者自らが記入する欄に、当該被保険者期間が記入されていないことが確認できる上、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

大阪厚生年金 事案 11693

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月中頃から同年 12 月 10 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

A社には、平成 8 年 11 月中頃に入社し、9 年 11 月頃に退職したが、私の保管する入社月の 8 年 12 月及び退職月の 9 年 11 月に支給された給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されていることから、同社は翌月控除であったと考えられるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社の平成 8 年 12 月支給の給与明細書から厚生年金保険料の控除が確認できるところ、同社は、「厚生年金保険料は翌月控除していた。申立人が保管する給与明細書は、当時使用していた物である。」と回答していることから判断すると、申立人は、同年 11 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかし、A社が保管する申立人に係る人事記録及びタイムカードによると、申立人の入社日は、平成 8 年 12 月 10 日であることが確認できる上、タイムカードの記録も同日から開始されており、いずれも、雇用保険の加入記録及びオンライン記録の資格取得日と一致している。

また、A社の総務担当者は、「給与の締め日は、毎月 20 日であった。」と回答しているところ、申立人が保管する平成 8 年 12 月分の給与明細書及び同社が保管する同年 12 月に係る勤怠台帳によると、いずれも、申立人の同月における出勤日数は 9 日間となっており、人事記録に記載されている入社日の同年 12 月 10 日から同年 12 月 20 日までの期間（会社指定の土曜日及び日曜日は除

く。)の9日と一致している。

さらに、当該総務担当者は、平成8年12月支給の給与における厚生年金保険料の控除について、「給与から保険料を控除すべきでないところ、誤って控除したと思われる。」と回答している。

加えて、A社に係るオンライン記録において、申立期間当時、被保険者記録が有る従業員のうち、所在が判明した11人に照会を行い、回答が得られた5人全員が、「申立人が申立期間に勤務していたか不明であるが、自身の厚生年金保険の資格取得日は、入社日と一致している。」と回答していることなどを踏まえると、申立人が申立期間において同社に勤務していたとは考え難い。

一方、厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法13条においては、資格取得の時期は、その事業所に使用されるに至った日とされていることから、平成8年12月10日にA社に入社した申立人の資格取得日は同日となり、申立人の主張する同年11月は、制度上、同社における厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月7日から30年10月11日まで
日本年金機構から送付された脱退手当金の受給を確認するはがきにより、A社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされていることを知った。

脱退手当金を受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和30年11月19日に支給されていることが確認できる。申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、保険給付欄には、「脱退手当金支給済」と記載されている上、支給金額、資格期間及び支給年月日等は、オンライン記録と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険

者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

大阪厚生年金 事案 11695

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 40 年 1 月 25 日まで

日本年金機構から脱退手当金の受給を確認するはがきが届き、A社に勤務した期間の脱退手当金が支給済みとされていることを知った。

昭和 39 年*月に子供を出産し、その後、育児に専念するためA社を退職したが、脱退手当金の請求をした記憶はなく、受給もしていないので、支給済みとされていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、昭和 40 年に脱退手当金が支給されていることを意味する「40 脱」の表示が確認できるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 9 か月後の昭和 40 年 10 月 13 日に支給されていることが確認できるほか、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情が見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 20 日から 38 年 10 月 1 日まで
② 昭和 38 年 10 月 4 日から 42 年 3 月 3 日まで

日本年金機構から脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社及びB社（現在は、C社）での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「脱退手当金が支給されたとされる頃は継続して働く意思を有しており、脱退手当金を受給するはずがない。」として申し立てている。

しかしながら、B社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、「退手 自 32 年 5 月 20 日 至 42 年 3 月 3 日」との記載があり、それぞれの日付は、申立期間①の始期及び申立期間②の終期の日付と一致していることが確認できる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より後の1回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月 22 日から 40 年 3 月 11 日まで
② 昭和 42 年 10 月 2 日から 46 年 11 月 1 日まで
年金事務所より脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社及びB社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の記名及び押印が確認できる上、記載されている住所は、申立人の改製原戸籍の附票で確認できる脱退手当金が支給された当時の住所地が記載されている。

また、上記の裁定請求書には、申立人名義の銀行口座へ脱退手当金の振り込みを希望する旨の記載が確認できることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和47年2月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前及び申立期間の間に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月5日から27年4月20日まで
② 昭和28年4月1日から31年4月1日まで

年金事務所より脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社及びB社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

しかし、当時は、脱退手当金についての知識などなく、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社及びB社における被保険者期間に係る脱退手当金について、請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、申立期間の最終事業所であるB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記載されている女性被保険者延べ110人（申立人を除く。）のうち、申立人と同時期（おおむね2年以内）に脱退手当金の受給要件を満たし、厚生年金保険被保険者資格を喪失している女性22人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、17人に支給記録が確認でき、そのうち13人が資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、支給決定日が同一となっている者が8人（4組）確認できることから、当該事業所においては、脱退手当金の代理請求を行っていたものと考えられ、申立人が資格喪失日の約6か月後に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があると考えられる。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人に脱退手当金を支

給したことを示す「脱退手当金」の記載が有り、資格期間（57月）、支給金額（6,547円）及び支給年月日（昭和31年9月18日）はオンライン記録と一致している上、申立期間の最終事業所であるB社における申立人の厚生年金保険被保険者記号番号が、同社における資格喪失日より約5か月後の昭和31年8月30日に重複整理の手続がとられ、A社における番号に統合されたことが記録されており、申立期間に係る脱退手当金が同年9月18日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和31年9月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあるが、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月から 12 年 10 月 16 日まで

私は、平成 9 年 9 月 4 日から 12 年 10 月 15 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務し、同社において 11 年 4 月頃に「今後、社会保険と雇用保険に加入させる。」旨説明を受けた記憶があるので、その日から退職するまでの期間は厚生年金保険に加入しているはずである。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人提出の「雇用保険被保険者証」及び「雇用保険受給資格者証」並びに B 社提出の申立人に係る「パート社員労働契約書」等から、申立人は、平成 11 年 4 月 16 日から 12 年 10 月 15 日まで、A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B 社提出の平成 11 年 4 月 16 日付け及び 12 年 4 月 16 日付けの「パート社員労働契約書」を見ると、「保険関係」に係る項目の健康保険及び厚生年金保険の加入の有無について、それぞれ「有」に丸印が付されている者には、オンライン記録においてその全員に申立期間における被保険者記録が確認できる一方で、申立人については、それぞれ「無」に丸印が付されていることが確認できる上、B 社では、「申立期間当時の A 社では、パート社員に社会保険に加入するか否かを選択させていた。」旨回答している。

また、A 社が加盟していた C 厚生年金基金及び D 健康保険組合においても、申立人の申立期間の被保険者記録は見当たらないと回答している。

これらの事情等を踏まえると、A 社では、申立期間当時、必ずしも社員全

員を社会保険に加入させる取扱いを行っておらず、パート社員には社会保険に加入するか否かを選択させていたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年1月27日から同年6月23日まで
② 昭和21年12月12日から22年1月1日まで
③ 昭和22年4月27日から23年2月まで

年金事務所の記録では、私がA社（現在は、B社）に勤務していた期間の一部（申立期間①）及びC社に勤務していた期間の一部（申立期間②及び③）が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が当時の上司及び同僚として名前を挙げた4人のうち2人については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できるものの、当該同僚2人は所在不明であったこと、及び同名簿で当該期間の在籍が確認できる複数の別の同僚に照会したが、申立人のことを記憶している者が見当たらなかったことから、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等に関する陳述を得ることはできなかった。

また、B社は、「申立期間当時の資料は消失したため、申立期間における申立人の在籍及び保険料控除の状況等は不明である。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、C社提出の申立人に係る「厚生年金保険台帳」には、「21.12.12退」の記載が確認でき、同社は、「昭和21年12月12日に申立人は当社を退職したと考えられる。」旨回答している。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる別の5人の同僚の被保険者期間について（申立人と同じく、資格喪失後に再度C

社で資格を取得していることが確認できる同僚一人を含む。)同社保管の「厚生年金保険台帳」の内容と一致するかを照会したところ、同社は、「当該同僚については、全て当社の厚生年金保険台帳の記録と一致している。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、社宅から社員寮に移り住んだこと、及び社員寮の同部屋であった姉妹の同僚について記憶しているところ、C社に係る前述の被保険者名簿により、申立人が記憶している当該姉妹の同僚と同姓の女性二人が当該期間に被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、当該女性二人に照会したところ、いずれも「姉妹で社員寮に住んでいたが、申立人の氏名等については記憶していない。」旨陳述しており、申立人の社員寮入居期間等を特定することができない。

また、C社に係る前述の被保険者名簿から申立期間に同社での在籍が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人のことを記憶している者は見当たらず、これらの者から、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等に関する陳述を得ることはできなかった。

さらに、C社は、「当社が保管する厚生年金保険台帳からは、申立人が当社に再入社した記録は確認できない。保険料控除状況等、それ以上のことについての詳細は不明である。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月1日から同年10月1日まで
② 昭和35年10月5日から36年8月3日まで
③ 昭和36年8月9日から39年1月21日まで

年金事務所の記録では、私がA社、B社及びC社に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとされている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たして資格を喪失した女性19人（申立人を含む）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は15人であり、うち13人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されている上、同僚の1人は、「退職の際、脱退手当金を受給した記憶はある。人事担当者から厚生年金を解約すれば一時金がもらえる旨教示されたので、請求手続を依頼したような気がする。」旨陳述していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、C社に係る前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、C社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和39年6月12日に支給決定され、支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理

に不自然さはいかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月 1 日から 31 年 12 月 10 日まで
② 昭和 32 年 11 月 1 日から 35 年 12 月 31 日まで
③ 昭和 36 年 3 月 20 日から 37 年 2 月 21 日まで

年金事務所の記録では、私がA社、B社及びC社に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとされている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間に係る脱退手当金が支給決定される直前の昭和 37 年 5 月 24 日付けで、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したこと示す「37. 5. 24 回答済」の表示が確認できる。

また、申立人は、「C社を退職した理由は、結婚のためであり、会社にはその旨を伝えていた。」旨陳述しているところ、申立期間当時のC社の社会保険事務担当者は、「私の在職中は、脱退手当金の請求について、会社による手続の代行は行っていなかったが、結婚退職の人には、脱退手当金の請求書を渡していた。」旨陳述している。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「退」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金

保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和37年7月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間①の後に有るD社に係る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、当該未請求期間は、約2か月と短期間であり、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に記録の記載がなかったことから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 22 日から 35 年 7 月 1 日まで
② 昭和 38 年 8 月 29 日から 41 年 10 月 10 日まで

脱退手当金の確認はがきが送付されたので、厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社（現在は、C社）での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていた申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和42年2月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

また、申立人は、B社での厚生年金保険被保険者資格を喪失後の昭和41年10月から国民年金の強制加入被保険者に該当していたが、国民年金手帳記号番号払出簿、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びオンライン記録から、52年7月に払い出された国民年金手帳記号番号により41年10月10日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、同社退職時点において、申立人が公的年金を通算する意思を有していたことはうかがえないほか、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほか脱退

手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、当該未請求の被保険者期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。